

○はやお委員長

次に、2の陳情審査のうち、新たに送付された陳情の送付2-7、四番町公共施設（仮称）整備計画に関して計画の再考と説明会の開催を望む陳情と、（2）の継続審査となっている陳情のうち、送付31-9、（仮称）四番町公共施設整備に関する陳情の2件を一括して審査したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。さらに、この審査に入る前、3の報告事項のうち、環境まちづくり部・政策経営部（1）（仮称）麴町仮住宅及び（仮称）四番町公共施設についての報告を先に受けてから陳情審査に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。では、執行機関から報告を求めます。

○大森財産管理担当部長 それでは、麴町仮住宅及び四番町公共施設について、政策経営部資料1と環境まちづくり部資料1に基づいてご報告をさせていただきます。

最初に麴町仮住宅のお話をさせていただいて、移転のお話を住宅課長からさせていただいた後、四番町公共施設全体のお話をもう一度私のほうからスケジュールをさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○はやお委員長 はい。よろしくお願いたします。

○大森財産管理担当部長 政策経営部資料1の上から3段目、仮住宅整備の欄をご覧ください。見づらくて恐縮なんですけど、令和2年度の4月から5月のあたり、ここに「緊急事態宣言」と書かれております。4月上旬に「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」という通知が、国から発出されております。これは内閣総理大臣により緊急事態宣言が出されたので、今後の工事などについて適切な対応をお願いするというもので、具体的には、緊急事態措置を実施すべき区域における工事などについては、受注者からの申出があった場合には、協議の上、工期の見直しや請負金額の変更、一時中止の対応など適切な措置を行うこととされております。さらにこれらは受注者の責によらない事由として取り扱うこととなっております。

この麴町仮住宅については、平成29年12月から令和2年8月末までの32.5か月の工期で進めておりましたが、この緊急事態宣言を踏まえ、受注者から工事の一時休止の申出がございました。当初4月27日から5月6日まででしたが、緊急事態宣言が延長されたため、5月25日に解除されるまでの約1か月、工事を一時休止いたしました。また、工事現場では、検温、手洗い、換気、マスク着用など、様々なコロナ対策を実施しておりますが、建物用途が住宅ということで、オフィスとは違ってフロアが各住戸で区画され、そして住戸内も各部屋で間仕切られます。さらに下地や仕上げ、建具の工事、各機器の取付工事、電気配線工事、給排水やダクトの工事、各種器具の接続工事など、他業種による多様な作業が混在いたします。そのため、住戸内での作業が集中、密にならないよう一般的な配置から作業員を制限するなどの対応を図っています。例えば4人、5人で作業できるところを3人にするなどです。そうした作業効率抑制のため、内装工事約7.5か月が約9.5か月、2か月の延長が見込まれております。受注者からの申出による約1か月の一時中止、作業の密を緩和するための措置として約2か月、計3か月延びることにより、令和2年8月末の竣工予定が令和2年11月末までの工期変更となる予定でございます。

現在、工期延長に係る費用の精査をしており、まとめ次第、契約変更の手続を行ってまいります。

○加藤住宅課長 それでは、環境まちづくり部資料1に基づきまして、麴町仮住宅への移転計画についての修正についてご説明させていただきたいと思っております。

今、財産管理担当部長のほうからご説明がありましたとおり、麴町仮住宅のほうの竣工が8月末から11月末となる影響を受けまして、当初の移転計画では10月31日を明渡し期限としておりましたが、こちらについても延長のほうを図りたいというところでのご説明となります。

まず、資料の1の中段の当初の移転計画のほうをご覧ください。4月の24日に明渡し請求のほうを、四番町住宅、アパートの入居者の方々に郵便で送らせていただいたところでございます。明渡し期限につきましては10月31日でございます。その後、6月、移転の説明会、また入居者の説明会、それぞれの部屋の抽せん会、竣工後、8月末以降、9月に内覧会をやりまして、その後、入居の許可を出しまして引っ越しというふうに考えておりました。

これが、今回の工期の延期を受けまして、本来であれば3か月遅らせた1月末という形で引っ越しのほうをしていただくというふうに思っておりました。ただ、ちょっと入居者の中の皆様からのお話であったりといったところにつきまして、よくよく考えてみたところ、入居者の方々の中には心臓病の方、また循環器系の持病を抱えている方などいらっしゃるというところで、やっぱり寒い中での引っ越しは、まさしく生命に関わる場合があるという話を以前頂いていたところでございます。やはり暖かい時期での引っ越しを希望される方が中にはいらっしゃるということで、そういう方々への配慮をした結果、3月31日、年度末いっぱいまでを明渡し期限とさせていただきたいと思っております。

ただし、早く入居のほうをしたいと、麴町仮住宅への入居をしたいという方々もいらっしゃいますので、11月末明けてから内覧会、また12月上旬、中旬頃に入居の許可という形をさせていただきまして、早く引っ越しをされたいという方につきましては、12月中からもう、すぐに引っ越しのほうが可能となるように、対応のほうを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

ですので、明渡し期限につきましては3月31日までという形にさせていただきまして、都度都度12月から4か月程度につきましては引っ越しの期間というふうな形で対応を図ってまいりたいと思っております。

説明は以上です。

○はやお委員長 はい。ありがとうございます。

財産管理担当部長。

○大森財産管理担当部長 恐れ入ります。政策経営部資料1にお戻りいただきまして、一番上の段、四番町施設整備の欄をご覧ください。

四番町公共施設新築工事につきましては、令和2年第1回区議会定例会においてご議決を頂いた解体工事、新築工事がセットで、工期は令和6年10月末までの56か月で実施する工事でございます。

本計画は、敷地に約5メートルの高低差があり、不正形の敷地における工事でもあるため、解体工事をしながら新築工事の一部である山留工事やくい工事などの作業を並行し

て進めていく必要があるため、解体と新築を一括で発注しております。また、基礎面進行図を採用していること、既存建物の地下や既存の基礎ぐいなどを解体する必要があることから、地下部分における作業量が多くあるため、解体工事及び地下工事期間が大変長くなっております。当初の工期につきましては、必要な地下解体やくいの撤去などの工事工程を積み上げて設定している期間であり、今回の麴町仮住宅における工期延長と入居者の方の引っ越し期間延長併せて5か月を吸収するということができないため、四番町公共施設においてもこの5か月間の延長が必要となり、令和6年度末までの工期となる予定でございます。今後、事前に準備工事などは進めていきますが、解体工事を本格的に着手していくのは、入居者の方の移転が完了した令和3年4月以降になります。また、工事着手前には工事説明会を実施いたしますが、現時点では11月ぐらいの開催を予定しております。

今後、工事を進めていく中で、俗に言う、コロナの第2波などの影響や、予期せぬ地中障害などにより、もしもスケジュールに変更が生じる場合には、その都度なるべく早めに情報提供させていただきながら、適切に対応していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○はやお委員長 はい。説明は、報告は以上ですか。

○大森財産管理担当部長 はい。

○はやお委員長 はい。これが執行機関からの変更の、またこの陳情を審査する上での情報提供にもつながりますので、同時にさせていただきました。

四番町の送付31-9については、陳情項目の（1）については一応終了している。でも、（2）の区民の理解と合意を何よりも大事にし、必要に応じて計画を見直すようにしてくださいということの陳情と、そして新たに四番町の内容につきましては、より具体的に予算、財源はどうなっているんだ。そして公共工事についての進め方云々というんですけど、現実、コロナ禍の対応でこうやって遅れているよということでの説明がございました。

ただいまの説明を含めましてこの陳情審査に入りたいと思いますが、委員のほうから何かただいまの説明につきまして、質疑、質問がありましたら受けます。

○小枝委員 コロナの影響によってまた延長になりましたということで、ちょっと陳情の内容の前に事実確認を少しさせていただきたいんですけど、当初この工事というのは、一番当初はいつからいつまで、何か月でやるということだったんですかね。たしか36か月。

○大森財産管理担当部長 当初は、契約日の平成29年12月12日は変わりませんが、当初は工期が令和元年9月30日までの予定でございました。その後、契約変更して、この令和2年8月31日というふうに変更しております。

○小枝委員 すみません。担当部長はまだそのポジションは新人なので、その前が分かっていないのかもしれないんですけども、私たちに平成30年に配付されている資料では、当時は平成ですけど、31年、つまり令和元年の1月から、令和で言うと4年度末まで、36か月解体・新築工事というふうになっているんです。というのを頭に入れておいてください。つまり、これ、長い経過があって、変更、変更、来ているので、私たちはずっと長引いちゃうんじゃないんですかということ指摘し続けていて、つまり、36か月から今回、56か月プラス5……

○大森財産管理担当部長 あ、ごめんなさい。四番町ですか。

○小枝委員 そうです。四番町施設整備本体のスケジュールというの……

○大森財産管理担当部長 すみません。麴町の話をしちゃいました。

○小枝委員 ああ。はい。

○はやお委員長 はい。いいですか。じゃあ、答弁修正してください。

○大森財産管理担当部長 大変失礼いたしました。先ほど（仮称）麴町仮住宅の工期のお話を答弁してしまいました。

○小枝委員 おかしいと思った。うん。

○大森財産管理担当部長 四番町の工期は——あ、そうです。委員がただいまおっしゃったとおり、令和元年度から令和4年度の約36か月でございます。

○はやお委員長 小枝委員。

○小枝委員 はい。つまり私たちが確認しなきゃいけないのは、当初考えていたよりプラス25か月、つまり2年と1か月長引いているという現実がここにあるということなんです。それで、もうそういう状況がありながら、入居者には明渡し請求などというものも、もう既にコロナが明らかになっている状況の中で出しているということなんです。

で、トップ不在のような状況の中で苦しいところだとは思いますが、現実をやっぱり考えていかなきゃいけないので、そのことが私は本会議で関連質問もしているので、そのことが今回さらなる延長が分かったのはいつなんですか。本会議があったのもいつだったか忘れちゃったけど、もうあのときには分かっていたんじゃないんですかと。最近、こういう通常の委員会では本当の答弁しないというのがだんだん学んでしまったので……

○林委員 区長だけじゃないの。

○小枝委員 どうだったんですか、いつ分かったんですか。

○大森財産管理担当部長 正式にといいますか、事実として、一時休止の受注者からの申出があったりとかというのは積み上げていきました。ただ、例えば当初4月の末から最初の緊急事態宣言は5月の6日まででしたから、ほぼほぼゴールデンウィークのような中で、ここで一時中止しても後々取り返せるとか、様々なことがあって、そういったものを、ただ、もう、事ここに至っては一月の休止と、で、これから何でしょう、頑張っ取り返せるといものではなくて、今後も密を避けて工事をしていくというのはきっと変わりませんので、そういった意味では、最近そういった方向性は、課の中では確認をしたということでございます。

○小枝委員 分かった時点で、通常なら、もう各会派に、こういうことで非常に事態が変更になっているのではという話は、推進側でもそうでない側でもすべきだと思うんですね。なぜならば、この契約をするときに、今の状況からすると必ず工期延びますよということをあのときさんざん言って、その上で大丈夫ですと言って、また強行をされたわけですから、すごくこの事態というのは重いことなんです。で、まさに緊急事態なんですよ。それを私たちにちゃんと各会派にお知らせをすべきだったんじゃないですか。それは考えはいかがですか。

○大森財産管理担当部長 はい。おっしゃる点、もっともなところだと思います。ただ、ちょっと実務的には、これ、どこで報告するかというのも、本当はもう少し額も併せて言えるようなときがよかったのか、取りあえずスケジュールだけお示したほうがよかったのか、すみません、そこは判断が甘かったというところであれば、大変申し訳ないと思っ

ております。

○小枝委員 25か月の延長の中で、これからはちょっと、次の、じゃあこれからさらに延長になるかならないかのところを、ちょっと私のほうからは聞いておきたいと思います。

で、今日は、対、何ですか、日テレさんであるとか、対、何ですか、地下鉄の……

○はやお委員長 メトロ。

○小枝委員 メトロとか、そういうところの資料は出ていないんですけども、委員会としてはその辺の内容は確認をされたという前提で入っているんですか。

○はやお委員長 いや、このところはコロナ禍の対応というところを限定して、まだメトロのほうとか進んでいるのかどうかについては、今、報告できるというところの段階になっていないということを確認しているんだけど、そこは、ちょっと誰が答えるの。メトロの……

○小枝委員 いや……

○はやお委員長 じゃあ、休憩します、休憩します。

午前11時01分休憩

午前11時06分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

スケジュールの件について、仮住宅のメトロのこともありました。そして、全体計画の中でいろいろと様々にありますけれども、日テレさんとの関係での、保育園の仮園舎を借りているというそのスケジュール、これも横にらみしながら決めていかなくちゃいけない。この辺の質問があったんで、答弁から求めます。

○大森財産管理担当部長 失礼いたしました。日本テレビの土地を1年半、当時ですね、借りるということで教育長が出向いて、今、確約というか、文章ではなかなかこの瞬間出せないけども、そういった交渉をしてきたというのはそのとおりでございます。で、そういった状況を踏まえながら、今回さらにコロナの対応で延びていこうというところでは、これは改めて日本テレビとも調整をしていかなければいけないというのは、庁内の関係者会議の中で協議をしております。

○はやお委員長 あと、メトロの件は。

住宅課長。

○加藤住宅課長 メトロについても、現在、コロナの関係で運輸収入についてかなり減っているという状況もありまして、これについて現在協議中といったところについてそのまま変更はないというところで、ちょっと文章について、じゃあ何か取り交わしたのかといったところにつきましては、まだ少しお時間頂く可能性がちょっとあるかなというところでございます。

○はやお委員長 小枝委員。

○小枝委員 そういう状況ということを確認しました。非常に私の、決算委員会でしたかね、三つか四つぐらい、あれっ、というようなことがあって、どうなったのかなと。日テレの仮園舎の土地が、まだあの段階でも使用貸借契約書の延長というのが確認してない、確認交渉にもあのときは入れていないという状況だった。今日の話では、確認交渉はして、内諾的なところまでは来ていて、文章上が確認できていない。でも今日の新たな事態によって、またさらに延長するかどうかというのがこれからの作業に入ってくるということが

一つ。

それから、東京メトロのほうは、たしかあのときのやり取りでは、今日はメモありませんけど、既存不適格ということもありで、非常にオリンピック後ということで常に逃げてきたわけですけども、そのオリンピックもなくなると。そうしたらオリンピックがなくなったら……

○はやお委員長 なくなっていないけど。

○小枝委員 財政基盤がまた変わってきたから、やるかどうかという、全てに関して迷路に入ってしまったという状況は共感するところだと思うんですね。

で、どうしたらいいかということちょっと先を急ぎますと、私は考えるわけなんですね。で、そもそも子ども施設を整備したいということが先にまずありきということで、子ども部長なりがリーダーになっているわけですよ。ということを見ると、今この段階で、言わずもがなですけれども、仮園舎期間が25か月延びている。もしかしたら、もっと延びるという状況にあって。で、結局、だから、私たちが言ってきたとおりにストップしろというとはじけちゃうのも、結局大人のメンツだか男のメンツであるので。ということですよ。それならば、そういう、実はこの25か月の間に、一つ、子ども独立園のプランをつくっていれば、もう今頃できているわけなんですね。で、私が言いたいのは、全てはじゃあ居住者の人権と子どもたちのためにというところで、最後はやっぱり一番ベストチョイスをする準備がやっぱり必要、どの段階でも必要だと思っていて、今の段階で、もう、恐らくまだまだ行政が強行しようと思ったって、先ほど言ったように、人間、生身の人間は、いろんな疾患を抱えたり、動けないことがあるわけですよ。で、何人かの人が行きたい行きたいと言って仮に何人かが行ったとしても、それは何人かが残っているところで解体できないわけですよ。で、またそれを強行すれば人権問題になるわけで。

そこを考えると、最後は、私は、区民、地域住民が選べばいいとは思うんですけども、この立ち止まっている間に、もう一つ、700平米ぐらいあるわけですよ、一方のところも。そこに独立園の設計、私は本会議で千代田小学校とか麴町中学校とか見せましたけれども、やっぱりあるんですよ、勢い、行っちゃえというときって。でも、選択肢って複数ないと、やっぱりただただこれ以上子どもたちを仮園舎に契約外期間放置することをもっと延ばしてしまうことになってしまうので、やっぱり今、選択肢をもう一つ何とかつけれないかなと、独立園の絵を描いて、そして区民がどうしても西神田型がいいというのであれば、そういうふうなことで何年かの時をかけて選択をすればいいと思うんですよ。その辺の、この、何というか、コロナという非常事態も抱えた中での選択肢を増やすということについて少しお考えを頂けないかと。そのことはこの陳情者の陳情の後ろのほうに、議席をお持ちの各位へと書いてあって、この文章にも、「家計で言えば、突然一家の大黒柱が倒れ、家族の働き手も失業状態に陥った状況で、計画済みだったというだけの理由で豪邸の新築工事に着手しますか？」と。「少なくとも、一度立ち止まって事態を静観し、今後の情勢を見ながら再計画というのが世の常識というものではないでしょうかと。

「発注済みで違約金が発生するなら、支払えば良いと考えます。天災による事情変更に則した費用発生なので仕方ありません。誰も異議は無いと思います」という区民の声もありますので、ここは右か左かというやり方じゃなくて、もう一つのプランを立ち止まっている間に——そう言っちゃなんですけど、どうせ、これ延びますから、延びている間

に描けちゃうんですよ。それをぜひ内部でご検討いただきたいということを今日はお願いをしたくて。いかがでしょうか。

○はやお委員長 休憩します。

午前11時13分休憩

午前11時23分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

るる小枝委員のほうから、この陳情を通しながらご意見いただきました。でも、このプロジェクトについては、もう既に工事ベースで実施している。この段階の中での様々な課題。そうなってくると、ここの大きな流動的な課題としては、大きく2点あると思います。その一つが、今、仮園舎となっている保育園の日テレさんにお借りしているところがこれ以上延びるのか否なのか、そして子どもたちの視点に立つたならば、この仮園舎をずっと続けていくということに関しての、また親御さん、子どもの立場ではどういうふうにしていくのか。これは今答えられないと思います、子ども部のほうです。それに加えて、アパートを中心とした中で、どうしても引っ越したくないという、そういうところの課題があると。この2点はあると思います。ですから、ちょっとこの2点はあるんですけども、多分ほかの委員のほうからいろいろまた質疑があるので、まとめてそこのところをちょっと整理しておいていただいて、ほかに今回のことがありましたら。

木村委員。

○木村委員 委員長のほうから、この問題の流動的な要因ということで、2点ご指摘がありました。私は、一番、それにもう一つ加えれば、やはりコロナの問題だと思うんですよ。

○はやお委員長 コロナね。

○木村委員 これは、一昨日ですか、WHOのテドロス事務局長が、世界は新たな危険な段階に入ったと。それで、ウイルスは急速に拡大しており、危機的であることに変わりなく、感染しやすくなっていると。今こういうふうにウイルスがどんどん変遷して行って、変異して行って、で、感染しやすくなっているという状況で、第2波、第3波。で、抗体を持っている都民が0.2とか。だから、もう広がったら、もう大変な事態になりかねないわけですよ。これは非常に流動的な要素だと思うんですね。そういう中で、この計画にどう当たっていくのかということだと思うんですね。もちろん財政的な問題というのがありますでしょうし、当然第2波いかなの中身によっては工事が進まないという問題も出てくるでしょう。また、そういう状況の中で、持病をお持ちの方に二度の移転を求めるという計画が、果たして、それこそ命に照らしてふさわしいのかどうかという問題も問われてくるんじゃないかなというふうに思うんですね。

そういう、要するに通常と違うわけですよ、今は。今、世界を見ると、世界パンデミックの間隔がどんどん狭まってきて、今や、もう、10年に一遍で、今度は5年に一遍になってくるんじゃないかという状況の下ですよ、従来型の発想でやっていいのかというのは、やっぱり小枝委員も言われたように、私も非常に心配なんです。

で、3月の定例会で議決したと。行政としてはもちろんそれに沿ってというふうにこれはならざるを得ないんですけども。それは私もよく分かります。議決と違うことやられたら、では議会とは何なのかというふうに、これ、なってしまいますから。

ただ、こうした場合、コロナ禍という状況を踏まえて、別の選択肢だって、これは準備

しておかないと対応できなくなってきちゃうわけで、それについては、例えばこれが議会の総意としてね、意思として、その辺の別の選択肢も持って、いろんな状況に対応できる。そういういろんな状況が変わっても、居住者の命と、それから子どもたちの成長・発達する権利を保障できるという、やっぱりそういうメニューはそろえておく必要があるんじゃないかなと。これが議会の議決になったと、意思になったと、財政の裏づけもあるというふうになった場合には、当然、メニューも作っていくことになりますよね。

○岩田委員 関連。

○はやお委員長 岩田委員。

○岩田委員 今、木村委員とか小枝委員からもお話がありましたけども、私法上、事情変更の原則というのがあるじゃないですか。今回のコロナ禍というのはもう世界的な大災害で、その事情変更の原則というのは、契約成立時にその前提となっていた事情に大きい変動があった場合、その契約内容の修正とか、契約の執行ないしは解約なんかを認めるという、そういう原則ですよ。で、私法だけではなく、これ、条約でもその事情変更の原則というのがあって、1969年のウィーン条約なんかも、まさにこの事情変更の原則なんかによって、なくなったわけですよ。だからそういうのを考えて、やはり、もう議決したからそれで行くというのじゃなくて、やっぱり何かしらの別の選択肢というのを考えるべきではないかというのを、まさに、小枝委員、木村委員のおっしゃったとおりだと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○大森財産管理担当部長 まず、木村委員のおっしゃった、議決されたら、これは意思ですから、議会の。（発言する者あり）今回も、議決をされたんで、予算を執行できるわけです。工事の――えっ。

○林委員 不当議決という……

○大森財産管理担当部長 また……

○はやお委員長 不当議決。

○林委員 とんでもないですよ。

○大森財産管理担当部長 ですので、その質問が、ちょっと、何でしょう、あまりにも当たり前な話だと思います。（発言する者多数あり）

で、もう一つ、岩田委員のご指摘については、それは、おっしゃるとおり、こう、何といたしました……

○岩田委員 事情変更。

○大森財産管理担当部長 事情変更の原則なのか分からないですけど、山ほど国や都からその通達が来て、先ほどもちょっとご説明しましたけども、受注者を守るという意味から、受注者の申出があったときには協議をして適切に対応するという中で、これは災害と同じような理由で、受注者の責めに帰すべき話じゃないという扱いをなささいというのは受けていますので、そうした対応を取っております。

○はやお委員長 まあ、今日のところは、先ほどの流動的な、日テレさんから借りている仮園舎の件。そしてまた、アパートの方々の居住に対して、どうしても引っ越ししたくないというお考えの方のいろいろな流動的な件。そしてそれに加えて、先ほど木村委員からも話した、コロナ禍がベースになっていると思います。

こういう状況を踏まえて、スケジュールを見直せということではないんですが、この辺

を、実務的な視点に立って、もう一度、今、こここのところはパッチワークの状態だから、今、コロナの対応の第2次補正予算とかということをやっている最中で、かなりばたばたしていると思います。あと、来年度を含めて、僕はちょっと構造的に考えなくちゃいけないところまで来ていると思っているんですよ。コロナ禍の対応ということは、経常的経費の区民に対する行政サービスも、やっぱりもう一度歳出の見直しもしていかなきゃいけない。で、その中に、新しいライフスタイルの中で、どういうふうに行行政もやっていくかという中の一つとしても、これも出てくることだから、いま一度その辺のところも可及的速やかに検討していただいて、この整理をしていただくしかない。

でも、ちょっと今、こここのところだと、担当部署からすれば、これを遂行するとしか言いようがない。そして、またその課題としては認識しつつも、読み込めない、かなり流動的なところがある。でも、現実、各委員からおっしゃるように、いろいろなコロナに対する対応ができていない中で、どういうふうに関後の流れになるか分からない中で、どういうふうにしていくんだという考え方についても一定程度考えていかなきゃいけないことは十分理解できるので、ちょっとここをもう一度この辺も踏まえて、このプロジェクトを遂行するに当たって、どういう課題があるのか、それで今スケジュールを出してきたけれども、ちょっと甘いと思うんだよね。だから、またこの辺も踏まえて、どうですかね、今日のところはちょっとこれ以上言っても執行機関も答弁できないと思うんで。どうですか、また、まだあるんだったらちょっと質疑しますけど、あえて。

木村委員。

○木村委員 たしか、前回はそうだったと思うんですけども、所管が子ども部じゃないですか。

○はやお委員長 えっ。

○木村委員 子ども部。

○はやお委員長 子ども部。

○木村委員 だから、この企画総務委員会だけで質問をやり取りするのは、どうも、ちょっと限界があるんですよ。で、次の定例会は決算か、いろんなあるんだけど、やはり一度、やはり区長のいる下で、それで所管の委員会も含めて、この問題を議論できるような、恐らくコロナの問題についても、また全体的な動きも今後分かってくるでしょうし、やっぱりこの委員会だけで、ちょっと今後の対応策、一定の方向性を見出していくというのは非常に難しいんじゃないかと思うんですよ。そういう場を、ちょっと議長のほうに申し入れて、検討の場をつくっていただくとありがたいんですけどね。

○はやお委員長 はい。休憩します。

午前11時34分休憩

午前11時36分再開

○はやお委員長 再開いたします。

それでは、今、木村委員の質疑に対して答弁を求めます。

○大森財産管理担当部長 すみません。補足なんでございますが、このプロジェクト、副区長を座長にした検討会議で、各部にまたがる案件で情報共有しております。で、明日、地域文教委員会で、子ども部のほうからこのご報告を差し上げるというふうに聞いております。

○はやお委員長 はい。今、答弁を頂きましたけれども、確かに共通認識ということではつながっていくでしょう。でも、木村委員のほうから言いたい内容というのは、やっぱりもう少し、最後、所管にまたがる保育園のこと、そしてまた図書館のことについては、ある程度ある場を設けて、きちっと深めていかないと、今後のコロナ禍を含めて対応が明確にならないのではないかということなので、これにつきましては、ちょっと正副で預らせていただきますして、また議長にもご相談をして、ちょっとこの進め方を整理させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

それでは、取扱いは継続でよろしいでしょうか、この二つの陳情につきましては、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、この二つの陳情につきましては継続とさせていただきます。